

# 委 託 仕 様 書

## 第1章 総 則

第1条 受託者は、仕様書、図面（以下「設計図書」という。）に基づいて本市監督員（以下「監督員」という。）の指示に従い、誠実に業務を履行すること。

第2条 受託者は、本業務において次の関係書類を提出すること。

1. 落札決定後、契約時に提出する書類
  - (1)課税事業者届出書 1 部
  - (2)契約書 2 部
  - (3)契約保証金に関する書類 1 部
2. 業務着手時に提出する書類
  - (1)着手届 1 部
  - (2)業務責任者届 1 部
  - (3)委託作業表 1 部
  - (4)再委託届（再委託をする場合） 1 部
  - (5)資格者証の写し 1 部
  - (6)使用材料承諾願 1 部
  - (7)その他監督員が指示する書類 1 式
3. 業務完了時に提出する書類
  - (1)完了届 1 部
  - (2)現場写真帳（カラー、工程毎） 1 部
  - (3)作業日報 1 部
  - (4)その他監督員が指示する書類 1 式

第3条 業務責任者の届け出は、書類にて提出し承諾を得ること。  
業務責任者は現場作業履行中は現場に常駐し、業務履行に関する一切の事項を処理すること。

第4条 業務履行の順序方法等については、あらかじめ本市の承諾を受けるものとする。

第5条 受託者は、業務の実施に当たり有資格者等を必要とする場合は、関連法規の定めるところに従い該当資格者を充て履行の適性を期すること。  
なお、有資格者を証する書類の写しを提出し、承諾を得ること。

第6条 受託者は、業務履行に際して既設工作物等に損傷を与えた場合は、受託者において弁償、原状復旧すること。

第7条 本業務履行上あるいは使用上、変更が生じた場合は、監督員と協議し指示に従うこと。

第8条 受託者は、業務履行終了後、速やかに整理、整頓、清掃等を行うこと。

第9条 受託者は、業務履行にあたり安全管理に注意をはらい、労働安全衛生法関係法令を遵守し事故等が起きないように万全の措置を講ずること。

第10条 委託業務名 平井排水センターほか植栽管理業務委託

委託業務場所	平井排水センター	岡山市中区平井五丁目1番49号
	倉富ポンプ場	岡山市中区倉富383番14号
	桑野ポンプ場	岡山市中区桑野720番地3
	兼基ポンプ場	岡山市中区兼基337番地3
	中原浄化センター	岡山市中区祇園865番地

委託期間 令和9年3月12日まで

## 第2章 特記事項

### (委託概要)

第1条 平井排水センターほかの樹木の適正な育成及び周辺施設の良好な景観の維持のために、剪定及び病虫害防除等を行うものである。

### (対象場所)

第2条 本業務の対象場所は、下記のとおりとする。

- |             |             |           |
|-------------|-------------|-----------|
| 1. 平井排水センター | 2. 倉富ポンプ場   | 3. 桑野ポンプ場 |
| 4. 兼基ポンプ場   | 5. 中原浄化センター |           |

### (業務内容)

第3条 本業務の内容は、下記のとおりとする。

1. 平井排水センター（岡山市中区平井五丁目1番49号）

(1) 剪定 (別紙図面参照)

夏期剪定 1回

幹周60cm以上の高木（クスノキ、ケヤキ）	0 本
幹周60cm未満の高木（サクラ、カイツカイブキ）	27 本
寄植（サツキ、ツゲ）	184 m <sup>2</sup>

冬期剪定 1回

幹周60cm以上の高木（クスノキ、クロガネモチ）	38 本
幹周60cm未満の高木（クスノキ、ケヤキ、マテバシイ）	10 本

(2) 病虫害防除 (別紙図面参照) 1式 (夏期1回・冬期1回)

カイガラムシ類、アブラムシ類、ケムシ類他の防除を行う。

幹周60cm以上の高木（ケヤキ 他）	46 本
幹周60cm未満の高木（カイツカイブキ、ケヤキ 他）	58 本
寄植（サツキ 他）	415 m <sup>2</sup>

- (3) 除草 (別紙図面参照) 2回 (夏期1回・冬期1回)  
 手抜きによる抜根除草と肩掛け式草刈機による機械除草を行う。  
 抜根除草 1077 m<sup>2</sup>  
 機械除草 740 m<sup>2</sup>
- (4) 除草剤散布 2回 (夏期1回・冬期1回)  
 除草剤の散布を行う。  
 ラウンドアップマックスロード 80倍液 1,577 m<sup>2</sup>

## 2. 倉富ポンプ場 (岡山市中区倉富383番14号)

- (1) 剪定 (別紙図面参照)  
 夏期剪定 1回  
 幹周60cm未満の高木 (アラカシ、シラカシ、クロガネモチ) 3 本  
 寄植 (ヒラドツツジ、カンツバキ) 26 m<sup>2</sup>
- 冬期剪定 1回  
 幹周60cm未満の高木 (ケヤキ、ハナミズキ、キンモクセイ) 6 本  
 寄植 (シャリンバイ、マメツゲ、チゴザサ) 25 m<sup>2</sup>
- (2) 病虫害防除 (別紙図面参照) 1式 (夏期1回・冬期1回)  
 カイガラムシ類、アブラムシ類、ケムシ類他の防除を行う。  
 幹周60cm未満の高木 (クロガネモチ・ハナミズキ 他) 10 本  
 寄植 (シャリンバイ 他) 51 m<sup>2</sup>
- (3) 除草 (別紙図面参照) 2回 (夏期1回・冬期1回)  
 手抜きによる抜根除草を行う。  
 抜根除草 91 m<sup>2</sup>
- (4) 除草剤散布 2回 (夏期1回・冬期1回)  
 除草剤の散布を行う。  
 ラウンドアップマックスロード 80倍液 91 m<sup>2</sup>

## 3. 桑野ポンプ場 (岡山市中区桑野720番地3)

- (1) 剪定 (別紙図面参照)  
 冬期剪定 1回  
 幹周60cm未満の高木 (ネズミモチ) 0 本  
 幹周60cm未満の低木 (ベニカナメモチ) 0 本
- (2) 病虫害防除 (別紙図面参照) 1式 (夏期1回・冬期1回)  
 カイガラムシ類、アブラムシ類、ケムシ類他の防除を行う。  
 幹周60cm未満の高木 (ネズミモチ) 0 本  
 生垣刈込 (ベニカナメモチ) 0 m<sup>2</sup>

- (3) 除草 (別紙図面参照) 2回 (夏期1回・冬期1回)  
 手抜きによる抜根除草と芝刈機による機械除草を行う。  
 抜根除草 0 m<sup>2</sup>  
 機械除草 128 m<sup>2</sup>
- (4) 除草剤散布 2回 (夏期1回・冬期1回)  
 除草剤の散布を行う。  
 シバゲン水和剤 10,000倍液 128 m<sup>2</sup>

#### 4. 兼基ポンプ場 (岡山市中区兼基337番地3)

- (1) 剪定 (別紙図面参照)  
 夏期剪定 1回  
 幹周60cm未満の高木 (クロガネモチ 他) 11 本  
 寄植 (サツキ、ヒラドツツジ 他) 171 m<sup>2</sup>
- 冬期剪定 1回  
 幹周60cm未満の高木 (トウネズミモチ) 24 本
- (2) 病虫害防除 (別紙図面参照) 1式 (夏期1回・冬期1回)  
 カイガラムシ類、アブラムシ類、ケムシ類他の防除を行う。  
 幹周60cm未満の高木 (トウネズミモチ 他) 75 本  
 寄植 (サツキ、ヒラドツツジ 他) 171 m<sup>2</sup>
- (3) 除草 (別紙図面参照) 2回 (夏期1回・冬期1回)  
 手抜きによる抜根除草と肩掛け式草刈機による機械除草を行う。  
 抜根除草 (芝生の一部及び寄植の一部) 156 m<sup>2</sup>  
 機械除草 (芝生の一部) 363 m<sup>2</sup>
- (4) 除草剤散布 (別紙図面参照) 2回 (夏期1回・冬期1回)  
 噴霧機による除草剤の散布 (芝の部分) を行う。  
 ラウンドアップマックスロード 80倍液 519 m<sup>2</sup>

#### 5. 中原浄化センター (岡山市中区祇園865番地)

- (1) 剪定 (別紙図面参照)  
 夏期剪定 1回  
 幹周60cm未満の高木 (クロガネモチ、ウバメガシ 他) 8 本  
 寄植 (オオムラサキツツジ、シャリンバイ 他) 90 m<sup>2</sup>
- 冬期剪定 1回  
 幹周60cm未満の高木 (キンモクセイ) 6 本  
 寄植 (オオムラサキツツジ、シャリンバイ 他) 90 m<sup>2</sup>
- (2) 病虫害防除 (別紙図面参照) 1式 (夏期1回・冬期1回)  
 カイガラムシ類、アブラムシ類、ケムシ類他の防除を行う。  
 幹周60cm未満の高木 (キンモクセイ、イチイ 他) 33 本  
 寄植 (オオムラサキツツジ、シャリンバイ 他) 90 m<sup>2</sup>

(3) 除草	(別紙図面参照)	2回	(夏期1回・冬期1回)
剪定にあわせて、行うこと。			
抜根除草 (手抜きによる)			90 m <sup>2</sup>
機械除草			400 m <sup>2</sup>
(4) 除草剤散布	(別紙図面参照)	2回	(夏期1回・冬期1回)
除草剤の散布を行う。			
ラウンドアップマックスロード 80倍液			1,773 m <sup>2</sup>

(施工要領)

第4条 施行の要領は、下記のとおりとする。

1. 剪定

- ① 高中木の剪定、刈込みには、ひこばえ、胴ぶき枝、枯れ枝等、車両や人の通行の支障となる枝の剪定等を含むものとする。
- ② 用水等水辺での作業に際しては、剪定枝等を水中に落とさないこと。
- ③ 剪定枝等廃材は、即日場外搬出・処分し、場内に仮置きしないこと。  
また、その処分は、受託者の責において関係法規を遵守し、適正に処分すること。
- ④ 花木類の刈込み剪定にあたっては、樹種に応じて適切な作業日程を計画すること。
- ⑤ 作業の実施にあたっては、周辺住民及び来場者等に、剪定枝の落下等による迷惑をかけることのないように十分注意すること。
- ⑥ 敷地外、場外道路、電線類への枝のはみ出しや干渉については、監督員と協議し、余裕距離をとって剪定すること。
- ⑦ 作業中は必要に応じて安全ベルト、保護マスク、保護メガネ、ヘルメット等を着用すること。

2. 病虫害防除

- ① 保護マスクや保護メガネ等を着用して、薬剤の吸飲及び体への付着がないようにすること。
- ② 時間帯や風向き等を考慮し、薬剤の飛散防止に努め、トラブルを未然に防ぐこと。
- ③ 主幹、徒長枝、ヤゴ、胴吹枝を問わずまんべんなく散布する。
- ④ 天候不順（風雨等）の場合は、たとえ作業中であっても作業を中止すること。
- ⑤ 天候不順により防除効果が期待できない場合、もしくは、散布後3時間以内に降雨があった場合は、改めて同じ作業をおこなうこと。
- ⑥ 防除回数、時期、薬剤等は、業務内容のとおりとするが、樹木に病虫害が発生した場合は、随時防除措置を取ること。
- ⑦ 病虫害防除については、害虫の種類及び状況を的確に判断し、最適な履行方法があれば、薬剤の種類及び防除時期等を提案すること。提案及び現場の状況により、監督員と協議のうえ変更するものとする。変更薬剤については、使用材料承諾願いを提出し、監督員の承諾を受けること。
- ⑧ 病虫害防除に使用する薬剤の希釈倍率は、概ね下記のとおりとする。なお、使用する薬剤は、作業前に使用材料承諾願いを提出し、監督員の承諾を受けること。

夏期使用薬剤

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 1. マツグリーン液剤 | 250 倍液    |
| 2. 展着剤      | 10,000 倍液 |

冬期使用薬剤

- |           |       |
|-----------|-------|
| 1. マシン油乳剤 | 20 倍液 |
|-----------|-------|

### 3. 除草

- ① 肩掛け式の草刈り機等を使用する場合は、保護具を着用すること。また、受託者において必要と判断した場合には飛散防止の措置を講じ、飛散物による事故等を防ぐこと。なお、履行中第三者に損害や危害等を与えた場合は、受託者の責務において誠意をもって解決すること。
- ② 各ポンプ場やセンター内の機械除草、抜根除草、清掃した後に、再び草が伸び始めてきたら、早めに除草剤を同場所で散布すること。
- ③ 用水周辺を機械除草する際は、切り草を用水に落下させないように注意すること。
- ④ 除草後の切り草等廃材は、即日場外搬出・処分し、場内に仮置きしないこと。また、その処分は、受託者の責において関係法規を遵守し、適正に処分すること。

### 4. 除草剤散布

- ① 保護マスクや保護メガネ等を着用して、薬剤の吸飲及び体への付着がないようにすること。
- ② できるだけ無風に近い日に散布するようにして、樹木に対して除草剤が飛散しないようにすること。
- ③ 天候不順（風雨等）の場合は、たとえ作業中であっても作業を中止すること。
- ④ 天候不順により防除効果が期待できない場合、もしくは、散布後3時間以内に降雨があった場合は、改めて同じ作業をおこなうこと。
- ⑤ 使用する薬剤については、作業前に使用材料承諾願を提出し、監督員の承諾を受けること。
- ⑥ 樹木周辺に除草剤を散布する場合は、噴霧機の薬剤噴霧高さ及び噴霧圧を下げた散布し、樹木への飛散による薬害をできるだけ低減すること。場合によっては、樹木を除草剤から保護するための移動式の簡易遮断壁を設けて散布すること。
- ⑦ 除草剤散布については、雑草の種類及び状況を的確に判断し、最適な履行方法があれば、薬剤の種類及び防除時期等を提案すること。提案及び現場の状況により、監督員と協議のうえ変更するものとする。変更薬剤については、使用材料承認願を提出し、監督員の承認を受けること。

#### (注意事項)

第5条 作業にあたっての注意点は、下記のとおりとする。

#### 1. 平井排水センター

- ① 平井排水センターから放流口への道路沿いの機械除草については、切り草が飛散しないように除草後、速やかに飛散防止を図るものとする。
- ② 北面及び東面の樹木が成長しすぎており、落葉の時期に周辺民家に影響を及ぼしているため、可能な限り短く剪定すること。
- ③ 隣地境界線を越えた枝の剪定は、見栄えは問わないので極力剪定すること。
- ④ テニスコートの利用者がいる場合は、テニスコート付近での薬剤等の散布は行わないこと。なお、利用状況については、監督員に問い合わせのこと。

#### 2. 倉富ポンプ場

- ① 隣地境界線を越えた枝の剪定は、見栄えは問わないので極力剪定すること。
- ② 薬剤防除の現場施工日程を、施工の10日前までに監督員に連絡すること。

### 3. 兼基ポンプ場

- ① 隣地境界線を越えた枝の剪定は、見栄えは問わないので極力剪定すること。
- ② 薬剤防除の現場施工日程を、施工の10日前までに監督員に連絡すること。

### 4. その他

- ① 樹木の適正な育成を図るため、樹木に異常が発見された場合は、随時監督員と打合せの上、必要な措置を講ずること。
- ② 作業日報には、施行した業務内容、天候、期日、時間、人数等を記載すること。
- ③ 道路を使用して作業を行う場合は、所轄警察署に道路使用願を提出し、通行人及び他車の通行を妨げることなく、安全に対して万全の策を講ずること。
- ④ 作業上のミスにより発生した枯損木などは受託者の責任において復旧すること。
- ⑤ 枯損木などは、監督員と協議し、適切な処置を施すこと。
- ⑥ 樹種による特殊性を考慮しながら剪定や防除等の管理を行うこと。
- ⑦ 作業前には関係者への連絡、施工場所へ看板設置等による周知を行うこと。
- ⑧ 作業時は休憩やこまめな水分補給を行い、体調管理に十分留意すること。

(その他)

第6条 入札に参加する者は、次の資格の全てを有する者を雇用していること。

それぞれの資格を複数人で有している場合も可とする。

- (1) 造園施工管理技士
- (2) 造園技能士

(添付図面等)

第7条 添付図面等は以下のとおりとする。

- |                  |         |
|------------------|---------|
| (1) 平井排水センター植栽図  | 1枚 (A3) |
| (2) 平井排水センター草刈り図 | 1枚 (A3) |
| (3) 倉富ポンプ場植栽図    | 1枚 (A3) |
| (4) 桑野ポンプ場植栽図    | 1枚 (A3) |
| (5) 兼基ポンプ場植栽図    | 1枚 (A3) |
| (6) 中原浄化センター植栽図  | 1枚 (A3) |